

一般社団法人香川県介護支援専門員協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人香川県介護支援専門員協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県綾歌郡綾川町陶1720番地1に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、公正・中立なケアマネジメントを確立し、介護支援専門員の資質および社会的地位の向上に努めることをもって、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。この目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ケアマネジメントの普及及び啓発に関する事業
- (2) ケアマネジメントに関する学会・研修会・講習会等の開催
- (3) ケアマネジメントの業務遂行に関する情報の提供
- (4) ケアマネジメントに関する刊行物の発行
- (5) ケアマネジメントに関する調査及び研究事業
- (6) 介護支援専門員の養成教育に資する事業
- (7) 関係団体及び関係諸機関との交流及び連携に関する活動
- (8) 介護支援専門員の福利厚生に関する活動
- (9) 介護支援専門員の社会的地位の向上に資する活動
- (10) 介護支援専門員の交流及び連携に資する活動
- (11) 高齢者及び障害者の自立支援を目的とする事業
- (12) 香川県民の健康の増進並びに疾病の予防に資する事業
- (13) 一般社団法人日本介護支援専門員協会の支部としての活動に関する事業
- (14) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員

香川県内に住所又は就業先を有しており、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、当法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 特別会員

当法人の目的に賛同し、それぞれの専門的な立場から当法人の運営に協力できる介護支援専門員指導者、学識経験者及び行政関係者等

(3) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、これを賛助するために入会した個人又は団体

(4) 名誉会員

当法人に顕著な功労があった者で、理事会の推薦を受け、社員総会の承認を得た者

(入会)

第6条 当法人の正会員、特別会員又は賛助会員になろうとする者は、当法人の定めるところによる入会の申込み手続をとらなければならない。

2 正会員の入会は、前条の基準に基づき理事会の承認を受けなければならない。その承認があった場合に正会員となる。

3 正会員は、入会と同時に一般社団法人日本介護支援専門員協会に入会するものとする。

4 特別会員、賛助会員の入会は、前条の基準に基づき理事会において決定する。

5 社員総会において名誉会員として承認を受けた者は、入会の手続を要せず、その者の承諾をもって会員となる。

(会費)

第7条 正会員、特別会員は、社員総会の決議によって定められた会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会の決議によって定められた賛助会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を要しない。

(退会)

第8条 正会員、特別会員、賛助会員及び名誉会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、納入した入会金、会費及び賛助会費は返還しない。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 正会員が一般社団法人日本介護支援専門員協会を退会したとき。

(3) 正会員が第5条の(1)に規定する資格を失ったとき。

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(5) 1年以上会費を滞納したとき。

- (6) 除名されたとき。
- (7) 総正会員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、正会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会費及び入会金の金額
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総

正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(その他の運営事項)

第20条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款で定めるもののほか、別に定める規則によるものとする。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 副会長は、理事の中から会長が指名する。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準じる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の資格)

第23条 当法人の理事は、正会員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総正会員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、そ

の業務を執行する。また、一般社団法人日本介護支援専門員協会の支部長としての業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定

(開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して召集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるも

ののほか、理事会の規則で定める。

第6章 財産及び会計

(資産の構成)

第39条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第40条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 当法人の経費は、当法人の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第46条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会の設置に関しては、理事会の決議をもって会長が定める。

3 委員及び部会員の選任については、理事会の決議をもって、会長が委嘱する。

第8章 事務局

(設置等)

第47条 当法人の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を得て、会長が任免する。

4 事務局長は、委託先の事務局、地域協議会及び一般社団法人日本介護支援専門員協会事務局との連携を図る。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時役員)

第52～53条 省略

(規則への委任)

第54条 この定款に定めのあるもののほか、当法人の業務の執行に必要な事項は理事会の決議を経て規則で定める。

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。